

個人住民税特別徴収一斉指定 よくあるお問い合わせ

Q 1. いつから特別徴収しなければならなくなったのですか？

A 1. 新たな法令改正はありません。今までも地方税法により特別徴収は義務化されていましたが、徹底されていなかったのが現状です。法令遵守と納税者の利便性の観点から特別徴収取組の強化を行うことになりました。

Q 2. 一斉指定は埼玉県だけがやっていることですか？

A 2. 関東では、平成27年度から埼玉県・茨城県・栃木県で開始、平成28年度は神奈川県・千葉県、平成29年度は東京都・群馬県でも取組が開始されます。

Q 3. 会社として手間がかかるからやりたくないのですが？

A 3. 事務量の増加や経理担当者がいないという理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められていません。

Q 4. 特別徴収を放棄した場合や、滞納した場合はどうなりますか？

A 4. 特別徴収義務者が税額を放棄したり滞納した場合、事業者に対して滞納処分を行う場合があります。その場合、脱税の罪に問われることもあります。

Q 5. 副業の従業員しかいないのですが、特別徴収しなければいけませんか？

A 5. 特別徴収は本業の会社で行うこととなりますので、副業(乙欄)の方は特別徴収する必要はありません。

Q 6. 普通徴収でちゃんと納税しているのにわざわざ特別徴収にするのですか？

A 6. はい。本来給与所得者は特別徴収で納税しなければなりません。

Q 7. 従業員から自分で納めたいと言われたのですが？

A 7. 従業員や事業者が個々に徴収方法を選択することはできません。

Q 8. 多くが派遣社員で給与が不定期なので、特別徴収は難しい。中には近々退職する人もいます。

A 8. 普通徴収該当理由書を提出していただければ、給与の支払が不定期であったり、給与が小額であり税額が引けない従業員、退職予定者に関しては異動届出書を提出してもらうことで普通徴収とすることができます。

Q 9. アルバイトやパートの人も特別徴収になるのですか？

A 9. 雇用形態に関わらず、課税対象者は特別徴収をお願いします。非課税の従業員に関しては普通徴収で問題ありません。

Q 10. うちの会社では誰が対象の社員か教えてください。

A 10. システムの都合上、どなたが普通徴収にしているかを探すことはできません。